

資料 1

平成 28 年 7 月 13 日

滑 川 市

砂利採取計画の認可に係る市町村の関与機会の拡大について

1 提案事項

県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。

2 求める措置の具体的内容

・砂利採取法第 37 条第 1 項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事等に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、**地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下**といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、**市町村長の要請を認める文言に改める**などし、地域の実情を勘案・反映させるもの。

3 提案の背景（滑川市の陸砂利採取の現状）

- ・平成 28 年 3 月末現在で農用地 151 ha で陸砂利が採取済（砂利採取可能想定エリア 950ha の約 16%に相当）
- ・砂利採取計画の認可事務等が、市の積極的な関与がないまま進められている現状では、行政、事業者、市民が、良好な社会環境の保持に関するそれぞれの役割を果たすことができず、適正な土地利用を推進することができない。

4 地域における課題（陸砂利採取による具体的課題）

(1) 土地所有者及び近隣地域にとって懸念される課題

①土地の価値を下げている。

（利用制限がある土地、隠れた欠陥がある土地、費用がかかる土地）

- ・農用地以外への用途への転用が困難であり、土地売買の対象地になりにくい。
- ・その土地のみならず、周辺の土地、地域全体の土地の資産価値が低下する。

②砂利採取に伴う生活環境等の阻害要因となる。

- ・大型ダンプ通行による障害（騒音、振動、粉じん、市道・農道等の損傷、農用排水路の損傷、通行量増大にともなう交通事故等）

③埋戻し土砂に伴う危険性がある。

- ・液状化や軟弱地盤により、地震災害に耐えることができない弱い土地となる。
(東日本大震災、熊本地震)
- ・山土砂以外の埋戻し(不法投棄)による地盤沈下、土壤汚染

(2) 滑川市の発展の妨げとして懸念される課題

①将来にわたり、農用地以外の用途への転用が妨げられ、適正な土地利用が阻害される。

- ・住宅地として使用が困難である。(液状化、軟弱地盤、改良に多額の経費が必要)
- ・住宅団地等の造成に支障があり、人口減少対策に逆行する。

②工業用地としての使用ができない。

- ・企業進出・誘致、工業団地の造成、既存企業用地拡張等が阻害される。
- ・「ものづくりのまち」滑川の工業の拡大がストップする。

③土地の価値を下げている。

(利用制限がある土地、隠れた欠陥がある土地、費用がかかる土地)

- ・その土地、周辺の土地のみならず、市全体の資産価値が低下する。

④乱掘りされた陸砂利は、市外・県外へ流通し販売されている。

- ・市外・県外の発展のため滑川市が犠牲になっている。
- ・採取業者はすべて市外業者

(3) 市民全体にとって懸念される課題

①市民の共有財産である地下水の保全が阻害される。

- ・永い歴史をかけて築かれてきた恵みが失われる。

②乱掘り、深掘りにより、地下水脈が分断される。

- ・許可深は10mまでであるにも関わらず、15m程度掘っている。
- ・掘り抜き井戸等の飲用水、工業に必要な清浄な地下水に悪影響がある。

③埋戻し土砂・土石等による地下水涵養への悪影響、土壤汚染、地下水汚染の恐れがある。

- ・産業廃棄物などで埋め戻すことは許しがたい破壊行為である。

④富山湾に流れ込む地下水と海水のバランスが崩れ、生態系に影響を与える。

- ・特にホタルイカに影響があれば大問題である。

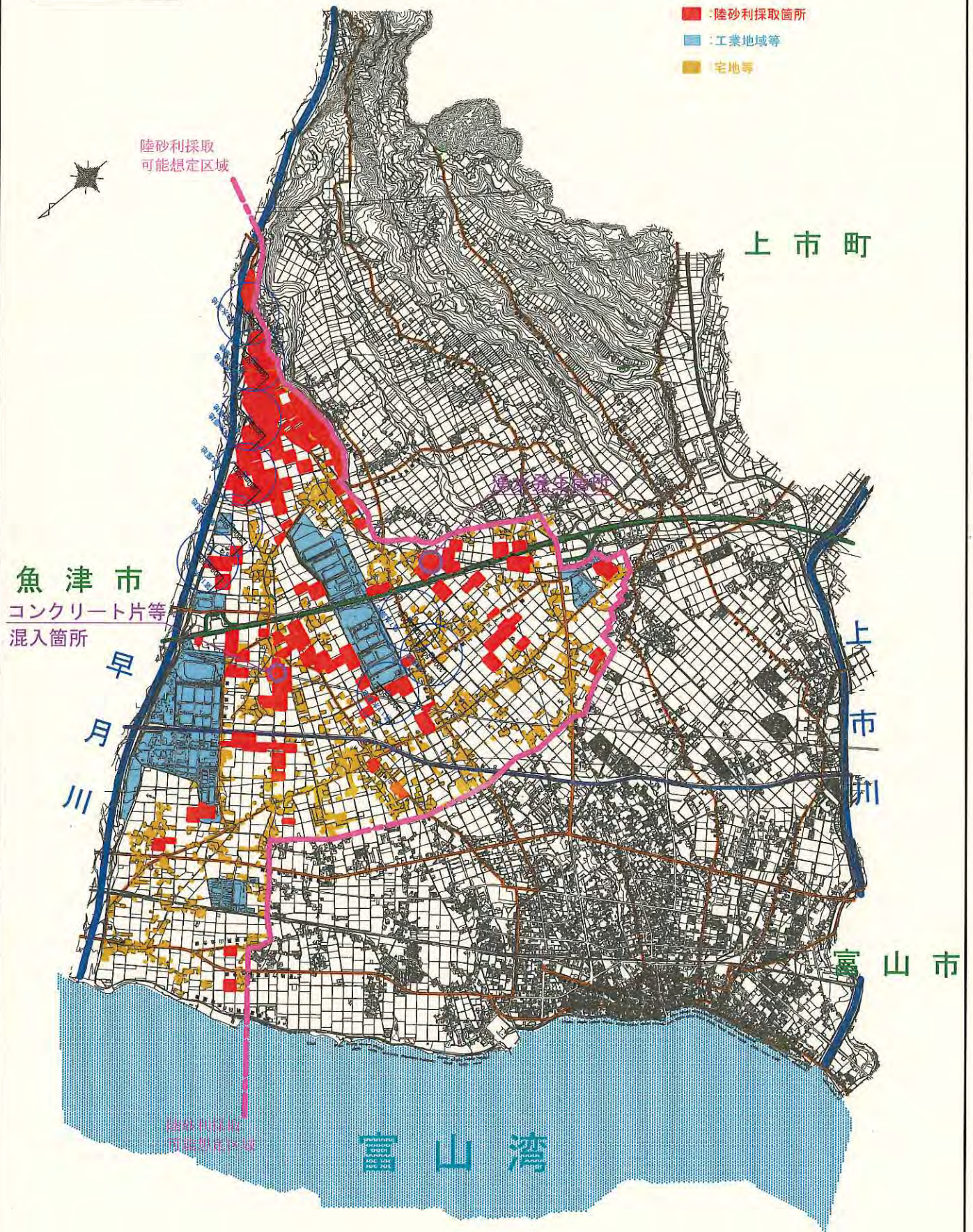
⑤ひとたび破壊されたものは元にもどせない。

- ・砂利採取の懸念事項が現実化してから対応しては遅い。永遠に復元できない。

資料2 陸砂利採取箇所図

凡 例

- : 陸砂利採取箇所
- : 工業地域等
- : 宅地等



資料3 陸砂利採取跡地建設 廃材混入事例

陸砂利採取(コンクリート片等混入)関係
採取場所：栗山、大窪地先

採取業者等

採取業者	地番等	申請時期	備考
〇〇土石	大窪82番、83番、84番、85番	平成11年	
〇〇土石	栗山3857番、3858番、3873番、3874番	昭和60年	

調査位置平面図

縮尺 1:5,000

